

市長と「車座集会」を

開催しませんか

「市民主権、市民自治」自分たちのことは、自分たちで決める社会に」を目指して！

市では、市民の皆さんと市長との対話を通して、市政に対する市民の皆さんのご意見や提言などを聴かせていただくために、市民の皆さんと市長との「車座集会」を開催します。

「車座集会」は、各種団体やグループなどを単位にして、おおむね5人から15人程度で開催するもので、要望や苦情などの行政相談、特定の個人または団体の権利に関する内容ではなく、これからの市全体または地域のまちづくりの推進などについて、あらかじめテーマを決めていただき、市民の皆さんと市長がひざを付き合わせて語り合う会です。

開催の日時、場所やテーマは、事前に代表者とはご相談いたします。

お問い合わせ・申し込みは広報課まで。

◆照会先 広報課（☎236806）



特別児童扶養手当や 自立支援給付金制度なども ご存じですか

特別児童扶養手当

精神または身体に法令で定める程度の障がいのある児童（20歳未満）を監護または養育している方に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設に入所しているときや、障がいを理由とする公的年金を受けているときには支給されません。また、前年の所得が一定以上などの場合は、支給の制限があります。

◆概ね対象となる障がい

▽療育手帳 A1、A2、B1程度
▽身体障害者手帳 1級〜3級、4級の
一部程度

▽疾病などにより障がいを有するのと同
等と認められる状態であって、一定の介
助や安静を必要とするときには別に定
めがあります。

◆手当の額（月額）

▽1級（重度）5万5500円
▽2級（中度）3万3670円

◆**手当の支給** 認定請求をした月の翌月
分から支給対象月となります。

◆**照会先** 子ども家庭課（☎237733
FAX237748）

児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母子家
庭の18歳未満の児童（20歳未満で一定の
障がいの状態にある児童を含む）を監護
している方などに支給されます。た
だし、公的年金を受けているときなどの場

合には支給されません。また、前年の所
得が一定以上などの場合は、支給の制限
があります。

◆手当の額（月額）

▽児童1人のとき 4万1550円
▽児童2人のとき 4万6550円

▽児童3人以上のとき 3人目から1人
増すごとに月3000円を加算

◆**手当の支給** 認定請求をした月の翌月
分から支給対象月となります。

◆**照会先** 子ども家庭課（☎237733
FAX237748）

母子家庭自立支援給付金

母子家庭のお母さんが安定した職に就
けるよう給付金制度があります。

【高等技能訓練促進費等事業】

資格（看護師（准看護師）、介護福祉士、
保育士、理学療法士、作業療法士のみ）取
得のために、大学、専門学校などで高等
技能訓練を受ける場合に給付金が支給さ
れます。

▽支給額 住民税課税・非課税世帯によ
り異なります。

【自立支援教育訓練給付金事業】

指定された教育訓練を受ける場合に給
付金が支給されます。

▽支給額 教育訓練受講料の20%

◆**照会先** 条件など詳細は、児童母子福
祉センター（☎232296 FAX2377
67）母子自立支援員まで